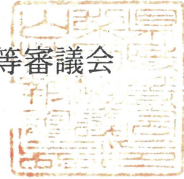


令和7年11月18日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県特別職報酬等審議会
会長



議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の
給料の額改定について（答申）

令和7年10月28日付け人第2689号で諮問のあったこのことについて、
慎重に審議を重ねた結果につきまして、次のとおり答申します。

また、これに併せ求められた事項についての意見は、付記のとおりです。

（答申）

- 1 議会の議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額の改定の
必要性の有無

今回は据え置きとし、今後の社会情勢を踏まえ、慎重に検討を行う。

<理由>

- ・ 財政力指数類似県のうち本県人口規模類似県と比較した結果において、
概ね均衡が保たれている。
- ・ 一般行政職の平均給与月額 は平成23年度389,274円、令和7年度
390,710円とではほぼ均衡が保たれており、急激な是正を要する状況
ではない。

【附帯意見】

- ◎ 社会情勢の変化及び本県を取り巻く状況に的確に対応するため、
当該会議は数年ごとに定期的に開催することが望ましい。

（意見）

- 1 代表監査委員の給料の額の改定の必要性の有無

月額630,000円に引き上げる。（適用開始日：令和8年4月1日）

<理由>

- ・ 財政力指数類似県のうち本県人口規模類似県と比較した結果において、
概ね均衡が保たれている。
- ・ しかしながら、平成29年度の地方自治法改正により、代表監査委員が
担う職務・職責が増大したことに鑑み、その責任と専門性に見合う
報酬水準とするため、改正以降に見直しを行った都県との均衡も考慮し、
給料の額を630,000円に改定する。

2 行政委員の報酬の1月当たりの支給上限額の見直しの必要性の有無

上限を撤廃する。(適用開始日：令和8年4月1日)

<理由>

- ・ 1月当たりの支給上限額を設けている都道府県は2府県にとどまる。
- ・ 勤務日数の上限を超過する主な要因は、定期的な会議に加え、臨時の業務やイベント対応など、業務の性質に起因するものであり、上限を撤廃することで、業務の柔軟な対応が可能となる。

3 従前から日額としていた委員会委員等の報酬の額の改定の必要性の有無

次のとおり引き上げる。(適用開始日：令和8年4月1日)

区分		日額の報酬額/円
労働委員会	あっせん員	<u>14,000</u>
収用委員会	会長	<u>35,000</u>
	委員	<u>31,500</u>
	あっせん員	<u>14,000</u>
	仲裁委員	
	鑑定人	
	参考人	
内水面漁場管理委員会	会長	<u>17,800</u>
	委員	<u>16,000</u>
附属機関の委員		<u>12,000</u>

<理由>

- ・ 現行の日額報酬額は、他県の平均水準を下回っている状況にある。
- ・ 他県の平均水準を目安に、本県における他の行政委員等との均衡を踏まえ、引き上げるにより、他県との均衡を図ることができる。

【附帯意見】

- ◎ 附属機関の委員の業務負担や拘束時間に応じて、タイムチャージ制（時間単価制）を含む、より柔軟で実態に即した報酬制度の導入が必要。
- ・ 現行の一律日額制では、委員会ごとの業務負担や拘束時間の違いが十分に反映されていない。特に専門的知識を要する委員会では、事前準備や事後の報告書作成など、会議以外の時間にも相応の労力が求められる。
- ・ また、委員会の開催に当たっては、長時間にわたり会議時間として拘束される場合もあり、現行制度ではその拘束時間に見合った報酬が支払われない。
- ・ 委員の実質的な負担に見合った報酬が確保されていない状況は、委員の推薦や人材確保に支障をきたす要因ともなっている。